

重 要 事 項

I 全般

(申込みされた内容が事実と異なる場合)

入園内定や決定を取り消すことがあります。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

(書類の不備等)

書類は漏れなく記入してください。不足資料がある場合や未記入の箇所がある場合、選考で不利になる可能性があります。期限までに必ずご提出ください。

(出産予定の児童【未出生児】の 4 月申込)

2026 年 2 月 28 日までに出産予定のお子さまであれば、申込期間内に未出生であっても申込みを行うことができます。

※希望できる保育所は、生後 43 日または生後 57 日からの預かりが可能な保育所のみです。

※申込み時に、母子健康手帳（表紙及び出産予定日の分かるページ）のコピーが必要です。

※2026 年 2 月 3 日または 2 月 17 日までに生まれない場合は内定取消となります。

（2026 年 4 月 1 日時点で生後 43 日または生後 57 日の申込要件に満たないため。）

※申込書等の児童氏名は「未出生」とご記入いただき、生年月日には「出産予定日」をご記入ください。

(週 3 日以上の通園)

保育園は週 3 日以上の利用がない場合、原則として退園となります。乳幼児の発育においても、規則正しい生活を通して、生活リズムの基礎を築いていくことが重要です。

II 保育の必要性の認定

(認定と入園可否の区別)

「保育の必要性」の認定は、保育所への入園を保証するものではありません。認定した後に、入園選考を行い、希望する保育所への入園の可否を決定します。

(交付と保管)

認定を受けた方には、支給認定証を交付します。保育所から提示を求められる場合がございますので、原本はご家庭で卒園まで大切に保管してください。

(交付までの期間)

原則として申請受理日から 30 日以内に交付します（ただし、2026 年 4 月分の支給認定証の交付については、認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は 3 月末までにお知らせします。）。

(有効期限)

2 号認定は小学校就学前、3 号認定は満 3 歳の誕生日の前々日までが有効期間となります。ただし、認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります（認定を受ける事由により有効期限が異なる場合もございます。）。

(変更手続き)

以前に認定を受けていて、保育を必要とする事由や保育必要量を変更する場合は手続きが必要となります（一度、保育短時間に認定された場合でも、就労時間の変更等により、保育の必要量が変わった場合には、再申請と再認定が可能です。）。

(変更の適用日)

保育必要量の変更があった場合、保育を必要とする時間の範囲が変更となります。また、認定の変更は申請日が属する月の翌月からの適用となります。

III 延長保育（区立）

（延長保育申込み前にすること）

区立認可保育所・区立認定こども園の在園児の方については、延長保育を申込む前に各保育所の園長にご相談くださいますようお願いいたします（既にご利用されている方が転職する場合も同様）。

（選考対象外）

定員に空きがあった場合でも、選考対象とならない場合は月極延長保育をご利用いただけませんので予めご了承ください。

（通常勤務時間への超過勤務時間の加算）

園到着時間は、就労証明書上の就労時間に勤務先から保育所までの所要時間を加えた時間とします。超過勤務の実績がある場合は、原則として、1日当たりの平均超過勤務時間を園到着時間に加えることができます。

IV 転園

（育児休業中の転園）

育児休業中に転園する場合は、育児休業中の保護者の基本指標が5点となります。

（保育料を滞納している人の転園）

原則として転園の選考対象となりません。

V 区外からの申込み（入園希望月の1日までに文京区へ転入できる方）

① 入園月の1日までに実際の居住地を文京区とし、住民登録を文京区へ異動のうえ、転入後、速やかに文京区幼児保育課の窓口において、利用申請手続きをしてください。転入できない場合には、入園内定が取消となります。（ただし、賃貸借契約書・売買契約書の写し、または「転入に関する申立書」の提出ができない等のために調整指標「区民」が対象外となる方はこの限りではありません。）

② 賃貸借契約書または売買契約書は、転入後の住所、入居日・引渡日、契約当事者双方の署名・捺印がある必要があります。また、入居日または引渡日については、「入園月の1日」以前の日付であることが必須です。なお、賃貸借契約申込書や重要事項説明書は不可とします。

③ 「転入に関する申立書【文京区様式】」は、不動産会社または所有・同居する親族による証明が必要です。また、転入先住所が明確でない場合（地域名のみ等）は不可とします。

VI 内定後

（健康診断）

健康診断の結果によっては内定を取消す場合があります。

（内定辞退取り止め）

内定辞退届の提出後、辞退取り止めの連絡をいただいても受け付けできません。

延長保育 P11

延長保育選考 P20

延長保育申込書 P30

転園の注意点 P33

区外（海外）からの申込み P32

VII保育の必要性を確認するための書類

(有効期限)

就労証明書の発行日の記入がない場合や発行日が各月の申込開始日から3か月以内のものでない場合は、受け付けできませんので、ご注意ください。

(偽造・変造等)

就労証明書などに偽造や変造などの不正が見つかった場合は、選考対象外や内定取消、退園となる場合があります。また、今後の入所選考においても選考対象外とする場合があります。

(複数か所勤務)

就労先が複数ある場合は、全ての勤務先の就労証明書をご提出ください。また、就労状況申告書（文京区所定様式）を提出してください。

(就学中に奨学生を受けている場合)

奨学生（学費のみでなく、生活支援のための費用）を受けている場合は、金額や期間等の詳細が分かる書類を併せてご提出ください。

(事業主の制度等による就学)

就労先から派遣されている場合や、就労先の社員教育制度等を利用して学校に通われている場合は、就労先の就労証明書（文京区所定様式）及び制度を利用していることが分かる書類をご提出ください。

(職業訓練)

ハローワーク等の職業訓練として学校に通われる場合は、受講指示を受けていることが分かる書類（コピー可）をご提出ください。

VIIIその他

(空き状況の公開)

毎月1日に最新の空き状況（募集）について、文京区ホームページ等でお知らせします。

4月選考の空き状況（募集）については、毎年11月初旬ごろに公開いたします。

(配慮が必要なお子様への加配職員について)

加配職員は対象の児童だけでなく必要に応じてクラス保育等を行います。採用状況によって配置できない場合があり、また、加配されるまで入園をお待ちいただく場合もあります。

(月極延長保育料)

月の1日現在、区立保育園の月極延長保育を利用している場合は、月途中で退園もしくは延長保育の辞退をしても1か月分の延長保育料が発生します（日割り計算は行いません。）。

(提出書類の返却等)

提出された資料の返却はできません。提出書類についてコピーが必要な場合は、ご申請者様にてご対応ください。お申し出いただいても、幼児保育課職員にてコピーを取ることは致しかねます。

幼稚園型認定こども園

幼稚園型認定こども園とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園が保育機能を併せ持ち、幼児期の教育・保育を一体的に行う施設です。

※ お茶の水女子大学こども園は保育所型認定こども園です。

(1) 対象施設

施設名称	住所	移行時期
認定こども園元町幼稚園 (元・湯島幼稚園)	本郷 1-1-19	令和7年4月1日

※明化幼稚園、柳町子どもの森、後楽幼稚園、小日向台町幼稚園、千駄木幼稚園の5園は、令和9年度以降順次、幼稚園型認定こども園化を予定しています。

(2) 保育年齢・時間

利用区分	保育年齢(クラス)	教育・保育時間
1号認定利用	3歳児～5歳児	午前9時～午後2時 (午前8時～午前9時、午後2時～午後6時15分で預かり保育を実施)
2号認定利用	3歳児～5歳児	午前7時15分～午後6時15分 (午後6時15分～午後7時15分で延長保育を実施)
3号認定利用	1歳児～2歳児 (2号認定利用に進級)	

※2・3号認定利用は、保育短時間の場合、教育・保育時間が午前9時～午後5時となります。

※各利用区分の認定については、[P9「2 保育の必要性の認定」](#)をご覧ください。

(3) 申込期間・選考方法

2・3号認定利用は、他の認可保育所等と同様に募集・選考を行います。

1号認定利用は、区立幼稚園と同時期(11月上旬)に次年度4月入園児を募集し、申込者数が募集人員を超過した場合は抽選となります。また、募集人員に満たない園については随時募集を行います。詳しくは「文京区立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園児募集要項」をご確認ください。

(4) 注意事項

- ・認定区分ごとに定員枠があるため、入園後の区分変更は原則できません。1号認定利用から2号認定利用へ、もしくは2号認定利用から1号認定利用への変更を希望する場合は、改めての申請・選考が必要です。
- ・1号認定利用・2号認定利用については、利用を区民に限ります。在園中に区外転出した場合は退園になります(1号認定利用は転出日まで、2号認定利用は転出日が属する月の末日までの在籍となります。)。
- ・1号認定利用では土曜・長期休業日等の保育は実施しません。
(要件を満たす方を対象に、長期休業中の預かり保育を実施します。)
- ・認定区分に関わらず、全ての園児に給食を提供します。

文京区保育施設区分一覧 P6

【認可】家庭的保育事業

家庭的保育事業とは、保育が必要と認められる3歳未満の児童について、家庭的保育事業者の自宅等で少人数の保育を行うものです。

【申込方法】

「教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書」の希望する保育所の中に含めて申込みしてください。

【通常の保育所と異なる点】

- 保育時間は原則午前9:00～午後5:00（保育標準時間でお申込みした場合でも短時間認定）となります。
- 延長保育の実施及び詳細は各家庭的保育事業者にお問い合わせください。
- 4月1次募集で定員が埋まらなかった場合は、クラス年齢を広げて2次以降の募集を行う場合があります（5月以降の募集に関しても同様）。

【認可】居宅訪問型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、重症心身障害児等や医療的ケアが必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスをご家庭において1対1で提供する事業です。

【対象児童】

区内在住の主に1歳から就学前までの児童（0歳児は要相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して、保育所での保育が著しく困難であると認められる児童。

【保育時間】

月曜～金曜（祝日及び年末年始等を除く。）

午前8時～午後6時のうち最長8時間以内（給食及び延長保育はありません。）

【保育料】

認可保育所と同じです。（P44参照）

【保育運営事業者】

認定NPO法人フローレンス

【申込方法】

事前に保育運営事業者と利用についてご相談の上、利用申込みを行ってください。

利用にあたっては、認可保育所等と同様に「保育の必要性」の認定が必要です。

★利用が決まった後、提出が必要な書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書
- 保育の必要性を確認するための書類 P27
- 保育料を決定するための資料 P29

【事業所内保育所（従業員枠）・居宅訪問型保育事業 入所申請フォーム】
<https://logoform.jp/form/6KSu/1263646>

上記書類を文京区幼児保育課入園相談係窓口に持参もしくは右記電子申請フォームより、ご申請ください。



認可外保育施設等の補助金

認可外保育施設等を利用する保護者の方を対象として、保育料補助制度を実施しています。
(認可保育所等と二重在籍をしている場合は補助対象外)

① 補助金の種類、対象となる年齢および補助額

補助制度は、幼児教育・保育無償化による給付金（施設等利用費）と区による上乗せ補助金（保護者負担軽減補助金）から構成されています。

【施設等利用費】

クラス	補助額
3歳児～5歳児クラス	月額3万7千円
0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯	月額4万2千円

【保護者負担軽減補助金】

認可外保育施設等の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助の要件や金額が異なります。

- 補助制度の対象となるためには、対象児童が文京区から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 詳細は右記の区ホームページをご確認ください。



文京区ホームページ（無償化に伴う利用料の負担軽減について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001702.html>

② 対象となる施設、サービス

認可外保育施設等に含まれるもの

認可外保育施設、認証保育所、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用を除く。）

なお、対象となるのは上記のうち、**所在自治体から無償化対象施設としての「確認」を受けた施設（企業主導型保育事業を除く。）**のみです。また、認可外保育施設及びベビーシッターは、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていることも必要です。



文京区ホームページ（幼児教育・保育無償化の対象施設について）
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p01715.html>

保育園での生活

保育園、ご家族の協力と理解のもとに信頼関係を築きながらお子さまをお預かりします。たくさんのお友だちと遊んだり、生活したりする中で心身ともに健やかな人間性を育んでいくところです。以下では、公設公営の保育園を例に保育園での生活をご紹介します。

《保育の一日の例》 ※この他、季節に合わせた各種行事を行います。

0歳児	時間	1～5歳児
朝の保育開始	開園 7：15	朝の保育開始
順次登園	8：30	順次登園
一人一人のリズムに 合わせた 離乳食・授乳・睡眠 ・遊び	10：00 12：00 15：00	活動・遊び 昼食 休息・睡眠 おやつ・遊び
順次降園	16：00	順次降園
夕方の保育開始	16：30	夕方の保育開始
0歳児保育終了	18：15 19：15 閉園	延長保育開始 補食・遊び 延長保育終了

※クラスによって時間が異なります。

1 送り迎えについて

- 送迎時は送迎者の確認を行います。あらかじめ園に届出した送迎者の方にのみ園児をお引渡しします。なお、小学生による園児の送迎はできません。
- 送り迎えの時間、送迎者が変更になる場合やお休みする時は必ず保育園にご連絡ください。
- 送迎用の駐車場はございませんので、自家用車での送り迎えはできません。
- 震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休園となります。お預かり後に地震が発生した場合、できるだけ早いお迎えにご協力ください。
- 台風の接近や通過に伴い、気象警報が発表された場合等は臨時休園になることがあります。その場合、気象警報が解除された場合であっても、当該休園日については再開いたしません。詳細は、保育園入園後に、保育園のしおりや園だより等でご確認ください。

2 健康について

- ・小さなお子さまは、自分の体調の変化を表すことができません。登園前にお子さまの顔色、食欲、機嫌等、健康状態を確認し、普段と違うことがあった場合は、無理せず、ご家庭等で様子を見てください。
- ・お子さまが感染症でお休みした場合は、完治し医師の登園許可が出てから登園してください。また、登園の際に登園届が必要です（登園届は園にあるほか、公設公営園は保護者向けに導入しているアプリよりダウンロードできます。）。
- ・保育園では、原則として与薬はできません（塗り薬・点眼薬等も含みます。）。
- ・健康診断は、園医（嘱託医）によって、定期的に行ってています。

3 保育園の食事

- ・保育園での食事は、お子さまにとって身体の発育だけでなく、情緒面や社会性を養うものであり、一日の園での安定した生活リズムを整える一つです。
- ・厚生労働省の「食事摂取基準」を基に必要量を算出しています。
- ・お子さまの健康状態および栄養状況を把握し、季節の食品を使い、衛生には十分に気を付けて各保育園の調理室で調理をしています。
- ・味覚形成の大切な時期の為、薄味で素材の味を生かしています。
- ・うま味調味料や調理済み冷凍食品を使用せず、手作りに努めています。
- ・給食に使われる食品で、まだ食べたことがないものがありましたら、ご家庭で試していただくようお願いいたします。

【食事形態】 ※公設公営の保育園例

	内 容
離乳食	お子さまの月齢と発達段階に応じて離乳食を提供しています。
乳幼児食	メニューは同じですが、年齢に応じた固さや切り方に配慮し、各年齢に応じた分量を盛り付けています。
おやつ	「第4の食事」です。栄養・腹持ちを考え、手作りを心掛けています。
延長保育補食	夕食に差し支えない程度の軽食や果物、菓子類を提供しています。
牛乳	区立保育園は一日 150ml の飲用牛乳を提供しています。
水分補給	麦茶用の粒大麦を煮出し、提供しています。

【食事の特別な配慮について】

- ・給食、補食等は集団給食のため、基本的に個々の希望による対応は行いません。お子さんに特別な配慮が必要な場合は、医師の診断のもと、指示書がある場合のみとし、基本献立からできる範囲内での対応となります。

【食物アレルギーの対応】

- ・医師から原因食品の除去が必要と診断され、保育園において特別な配慮や管理を必要とする場合には保育園にお申し出ください。医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出後、面談を行い、アレルギーの原因となる食物を完全除去することを基本に対応いたします。
- ・毎月の献立打合せで、保護者の方と対応の確認を行います。
- ・途中発症等で、生活管理指導表が提出されるまでは、お弁当の持参をお願いします。

【1歳児クラスから入園するお子さまの食事について】

1歳児クラスの食事は離乳食の完了と授乳の完了を前提として対応しているため、乳幼児食の提供となります。予め入園までにご家庭での準備をお願いします。

【食事内容のお知らせについて】

- ・毎月、保護者の方に献立予定表を配布または配信しています。保育園の行事や食材の納品等の関係から予定日及び献立内容を変更することがありますのでご了承ください。
- ・毎日の食事はサンプルケースに展示します。降園時にお子さまと一緒にご覧ください。

【食育について】

- ・厚生労働省より告示された「保育所保育指針」に基づき、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標にしています。
- ・毎日の食事から「食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待」し、「自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つ」ように働きかけていきます。
- ・楽しい食に関わる経験を通して、子どもたちが意欲的に、安心して落ち着いて食べることができるよう働きかけていきます。
- ・スプーンや箸は、子どもの発達や個人の状況に応じ、無理のないように適切な時期に身に付くよう援助していきます。

※この内容は、私立保育園では異なる場合もありますのでご了承ください。

保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

「心身の発達に遅れがある」等の理由により、保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さまを判定会で認定し、要配慮児（※1）として保育します。

保育の実施にあたっては、保護者と園による綿密な話し合いを行い、療育施設等の関係機関と連携（※2）しながら、日中の集団生活を通じてお子さまの成長を促します。

入園後の申請も可能です。幼児保育課入園相談係までお問い合わせください。

※1 要配慮児として認定されると、保育園が個別に指導計画を立てます。計画を実施するうえで必要な場合は職員の増配置（加配）や環境整備等を行います。

※2 保育園では専門的な療法による治療や医療行為は行っておりません。

1 対象となる児童

- (1) 文京区内に在住している児童
- (2) 医療的ケアの実施を必要としない児童
(医療的ケアが必要な場合は別の判定が必要となります。[P59](#) をご参照ください。)

2 実施および受け入れ園

原則、区内全ての認可保育施設で受け入れます。

ただし、施設環境等を確認していただくためにも、申請前に入園を希望する施設への見学やお問い合わせを推奨いたします。

3 申込み方法および必要書類

保育所入所申込書一式に加えて、以下の書類をご用意ください。

- 要配慮児保育相談票・心身状況表（文京区所定の様式）【必須】
- 障害者手帳等の写し（身体障害者手帳、愛の手帳等をお持ちの場合のみ必要）
- 特別児童扶養手当を受給している証明の写し（該当の場合のみ必要）
- 診断書（※）（基礎疾患がある場合のみ必要、障害者手帳等がある場合は不要）
- 療育機関等による発達状態に関する意見書（お持ちの場合のみ必要）

※診断書経費は保護者様のご負担となります。内定後、速やかに提出してください。

（ただし、調整指數に関係する場合は入所申請時に必要です。）

なお、診断書には、以下の3点を明記していただくよう医師にご依頼ください。

- ① 基本的に集団保育を行う環境での生活が可能のこと。
- ② 保育園での医療行為が必要ないこと（与薬等については事前に相談が必要です。）。
- ③ 日々の通園ができること。

4 入所選考

入所選考は他の申請者と同様に行い、お子さまが特別な配慮を必要とすることによって、加点や優先順位において有利（または不利）とはなりません。

（身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている場合は加点対象となります。）

5 内定後の観察保育

内定した保育所で観察保育を3日程度実施します（いずれも午前中を予定）。日程は担当者から内定の連絡時にお知らせします。

6 要配慮児判定会

観察保育等を踏まえ、対象となるお子さまの保育に配慮が必要であるかの判断及び保育方針等について検討いたします。

判定結果は内定した保育所からお知らせします。

7 確認書の取り交わし及び認定後の面談

入園（内定）後、園と保護者が保育に当たっての確認事項について話し合いを行い、確認書を取り交わします。

その他、園が作成する個別指導計画書を共有するため、定期的に園と面談を行います。

医療的ケアを必要とする場合

医療的ケアを必要とする場合は、入所申込み前に必ず幼児保育課入園相談係までご相談ください。（お問い合わせ先 TEL03-5803-1190）

医療的ケアの実施を必要とする場合は受け入れ可能園が限られています。

医療的ケアの実施の可否については、観察保育を実施の上、医療的ケア判定会において判定いたします。また、医療的ケア判定会にかける医療行為の目安は下表のとおりです。なお、医療的ケアの判定にあたっては一定の期間を要するため、入所選考前から観察保育等を実施する場合があります。

区分	医療的ケア判定会にかける目安 保育時間内の医療的ケアの <u>実施あり</u> 【判定会の対象】	【例】医療行為（医療的ケア） ○気管切開（喀痰吸引、吸入含む） ○在宅人工呼吸器 ○在宅酸素療法 ○経管栄養（経鼻カテーテル、胃ろう、腸ろう） ○血糖測定、インスリン注射 ○導尿 など
A	保育時間内の医療的ケアの <u>実施なし</u> 【判定会の対象外】 (ただし保育時間内の観察・配慮が必要な場合は、主治医意見書の提出が必要となり、入所まで一定の期間を要する場合があります。)	○人工肛門 ○膀胱皮膚ろう ○カテーテル類等の留置 (腎ろう、在宅中心静脈栄養、腹膜透析等) 区分 A の内、保育時間内の医療的ケアの実施等がないもの ※2

※1 対象児童は、原則区立園で受け入れる。

※2 保育時間内に日常的な医療的ケアが必要になった場合は区分 A とする。

園名の変更等について

2026年4月から、以下の保育園の名称が変更となります。

変更前	変更後
SOMPOスマイルキッズ江戸川橋保育園	(仮称)スマイルキッズ江戸川橋保育園

